平成17年度事業計画書

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

社団法人 日本玩具協会

. 基本方針

本会は、定款に定める目的の実現を通じて、玩具産業の健全な発展と優れた児童文化財の提供を実現するため諸事業の積極的な推進を図るものであり、国民生活にゆとりと豊かさをもたらし、経済の発展に寄与することを目的としている。その事業の適切な実行のため、各事業別に委員会を設け、活発かつ機動的な実施を期するものであり、必要に応じて部会を設置して検討、実施に当たることとしている。

特に見本市事業は、東京おもちゃショー2005 を商談見本市として開催し、出展者・来場者ともに実りの多いおもちゃショーを実施する。また、今後の見本市については、一般公開との併催のあり方を含め関係各面と調整をする。

玩具安全対策事業では、引き続き玩具安全マークの普及促進をはかるとともに、発効後30年経った現行 ST 基準(ST2002)について見直しを行うとともに、試験検査機関への委託のあり方など実施プロセスについても見直しを進めていく。

. 事業計画の概要

- 1. 玩具産業の振興・向上に関する施策の検討・立案・推進
 - (1) 玩具産業の振興・向上を図るため、玩具需要の拡大、貿易振興、流通の活性化等 に対する施策を検討・立案し、その推進を図る。
 - (2)会員の事業経営の安定を支援するため、トイ保証、物流を始めとする共済事業の普及推進を図る。
 - (3) 知的財産権、消費者からの苦情・相談に適切な対応ができるよう研修を実施する。
 - (4) バリアフリー社会の実現を目指し、共遊玩具事業を推進する。
 - (5) その他関連する事業。

2. 玩具の安全性確保に関する施策の検討、樹立及びその推進

- (1) 玩具安全マーク事業の質の向上とわかりやすい安全基準の社会への普及を推進する。
- (2) 玩具安全マーク事業の適切な運営に向け適宜情報を収集し、必要な作業を実施する。
- (3) 安全な玩具の提供はもとより、玩具による万一の事故発生の際、被害者救済を確保するため、苦情処理・紛争処理体制と賠償責任補償制度の整備、推進を行う。

- (4) 前項の苦情処理に関連して、消費者と企業間の円滑な紛争処理に資するため P L センターを支援する。
- (5) STマーク付玩具の品質維持のため、市場における製品チェックを実施する。併せて契約企業に対する啓発のための説明会を実施する。
- (6) ISO等の国際的な基準との整合を図りつつ、必要とされる安全性や表示に関し、 安全基準の適正化を推進する。
- (7) その他関連する事業。

3. 玩具の見本市等の開催、参加又は斡旋並びに調査

- (1) 国内外の玩具の流通を促進するために、東京ビッグサイトにおいて平成17年7月19、20、21日に商談見本市として「東京おもちゃショー2005」を開催する。
- (2) 平成18年度以降の見本市の企画立案を行う。
- (3) 国内外の見本市情報を収集・提供する。
- (4) 国内外の見本市の実態を調査し、また、内外関係者・団体との交流を深め、本会事業に反映させる。
- (5) その他関連する事項。

4.教育・研修

当会会員企業の職員の資質向上のために、新入社員研修、知的財産研修、共遊玩具、アフターサービス研修など各種の教育・研修事業を行う。

5. 国際交流事業

国際玩具産業協議会(ICTI) アジア玩具産業協議会(ACTI)などの玩具企業に関する国際的な団体と情報交換、交流を推進する。また、ICTIが推進している「企業行動規範」の実施プログラムである CARE プロセスについて、今後の国際的な動向を注視しつつ、適切な対応を図っていく。

6. 玩具に関する内外への広報

- (1) 玩具に関する内外の諸情報(玩具産業市場の状況、玩具安全対策等)を収集提供 するとともに、玩具に関連する日本の統計を整備する。
- (2) 当会が収集・作成した資料をはじめ、わが国玩具産業の状況等を当協会のホーム ページで公開するほか、報道機関への対応、問合せへの回答など、多角的な広報 活動を行う。
- (3) 会員向けホームページを通して当会会員に向けて当協会業務関係情報を提供する。

7. 玩具に関する意見の表明及び答申

業界に関する諸問題について、国会・行政等に対し、業界の意見を具申するとともに、 諮問に対し答申する。

8. 適切な事務管理の推進

引き続き事務・事業の運営に関する情報の開示を推進し、当協会の適切な事務運営を確保する。

9.前各号に掲げるものの他、本会の目的を達成するために必要な事業

- (1) 玩具産業関係者の研鑚意欲増進のため、産業として社会的貢献の高いプロジェクトにも光を当てつつ、貢献のあった業界関係者を顕彰する功労者表彰事業を推進する。
- (2) 関連団体の推進する振興事業に協力を行うとともに、交流を通じ、玩具産業に資する諸施策の実現に努める。
- (3) その他必要な事業を行う。